

第22期第25回網走海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年12月18日(月) 13時30分～14時30分
- 2 開催場所 佐呂間漁業協同組合 会議室
- 3 出席委員 横内武久、高桑康文、川口和良、阿部興志輝、
石館正也、石本武男、石塚治、大澤真人、
馬場浩一、深山和彦(以上10名)
- 4 欠席委員 新谷哲也、元角文雄、飯田弘明(以上3名)
- 5 臨席者 オホーツク総合振興局産業振興部 水産課長 米濱康文
漁業管理係長 坂東雅彦
- 6 事務局 網走海区漁業調整委員会 事務局長 渡邊修司
主 事 近藤隆嗣
主 事 竹田龍星

7 議題

- 議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
(答申)【かにかご漁業】
- 議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
(答申)【きちじ固定式刺し網・きちじはえ縄漁業・つぶかご漁業】
- 議案第3号 定置漁業の免許申請について(答申)
- 議案第4号 委員の辞任について

8 内容

事務局長	定刻となりましたので、ただ今から、第22期第25回網走海区漁業調整委員会を開催したいと思います。 初めに横内会長より、ご挨拶を申し上げます。
会 長	開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。 委員の皆さんには、師走も半ばを過ぎ、何かとお忙しいところを、本日の委員会にご出席をいただき感謝申し上げますとともに、振興局の米濱水産課長を始め、職員の方々にもご臨席を賜り、お礼を申し上げます。 さて、今年もあと残り僅かとなりました。この一年間を振り返ってみますと、能取湖におけるほたて稚貝の大量へい死や、福島原発の処理水の放出による中

	<p>国の水産物の輸入停止、海水温が異常に高温となった、いわゆる「海洋熱波」の影響がカラフトマスが壊滅的な来遊となり、またサロマ湖では、多量のエビや魚類が死滅する事案が発生しております。</p> <p>さらには、為替の円安が進み、燃料費や資材費が高騰するなど漁業を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなりました。</p> <p>一方で新型コロナウイルスが5類感染症となり、行動制限がなくなったことから、外食産業や観光産業の回復が見られ、これに伴い水産物の需要も回復しつつあるのかなと感じているところでございます。</p> <p>また、今年は漁業権の一斉更新年でもあり、皆さんの慎重なる審議の元で漁場計画を策定し、9月1日には共同、区画漁業権の免許が無事なされました。</p> <p>改めて委員の皆様の労苦に対する感謝とお礼を申し上げます。</p> <p>さて、本日の議題ですが、「知事許可漁業に係るに係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」の答申2件のほかに、定置漁業権の免許申請者に係る適格性についての審議、具体的には先月末で締め切られた250件の免許申請者に対する、「免許の是非」と「適格性の審査」についての審議を行います。</p> <p>この審議には少々時間を要することが想定されますので、各委員には円滑なる委員会の進行への御理解とご協力について、お願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>次に、本日の委員会にご臨席されている方々を、ご紹介します。</p> <p>(隣席者紹介：米濱水産課長、坂東漁業管理係長)</p> <p>次に、出席人員の報告をします。定員13名中、本日の出席委員は10名で、定足数に達していますので、本日の委員会は成立いたします。</p> <p>それでは、会長を議長といたしまして、本日の議事進行をお願いします。</p> <p>会長、よろしく申し上げます。</p>
会 長	<p>それでは、これより会議に入ります。</p>
一 同	<p>まず、議事録署名委員の選出についてですが、慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。</p>
一 同	<p>異議なし</p>
会 長	<p>それでは、馬場委員と大澤委員に議事録の署名をお願いします。</p>
	<p>△議案第1号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)【かにかご漁業】</p> <p>議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)【きちじ固定式刺し網・きちじはえ縄漁業・つぶかご漁業】</p>
会 長	<p>では、これより議事に入ります。</p> <p>議案第1号と第2号が「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき</p>

事務局長	<p>期間」となっておりますので、まとめて上程します。事務局から内容を説明します。</p> <p>議案第1号、第2号についてご説明いたします。資料をご覧ください。</p> <p>議案第1号は、かにかご漁業に係る許可の制限措置の内容及び申請すべき期間等に関する北海道知事からの諮問についての答申となります。</p> <p>当該漁業は、令和6年3月14日で許可期間が満了となることから、許可の更新が必要となりますが、漁業法の改正に伴い、都道府県知事が漁業の許可を行う場合、「制限措置の内容」及び「申請すべき期間」を公示することとされております。</p> <p>この公示にあたっては事前に、関係漁業調整委員会に意見を聴かなければならないこととされていることから、資料1ページ目のとおり、北海道知事から網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。</p> <p>議案第2号は、きちじ固定式刺し網漁業ときちじはえ縄漁業、つぶかご漁業に係る許可の制限措置の内容及び申請すべき期間等に関する北海道知事からの諮問についての答申となります。</p> <p>きちじ固定式刺し網漁業ときちじはえ縄漁業、つぶかご漁業は令和6年3月31日で許可期間が満了となることから、資料1ページのとおり北海道知事から網走海区漁業調整委員会に諮問がございました。</p> <p>各漁業の制限措置の内容等については、振興局水産課から説明いたしますので、よろしくご審議願います。</p>
漁業管理係長	<p>議案第1号から議案第2号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間」と「許可等の基準に」について、まとめて説明させていただきます。</p> <p>諮問する知事許可漁業は、かにかご漁業（けがに）（オホーツク総合振興局管内及び宗谷総合振興局管内沖合海域）のうちオホーツク総合振興局関係、きちじ固定式刺し網漁業、きちじはえ縄漁業、つぶかご漁業（オホーツク総合振興局管内沖合海域）になります。</p> <p>かにかご漁業（けがに）のオホーツク総合振興局関係の許可の有効期間が、令和6年3月14日、きちじ固定式刺し網漁業及びきちじはえ縄漁業並びにつぶかご漁業（オホーツク総合振興局管内沖合海域）の許可については、令和6年3月31日をもって有効期間が満了となります。</p> <p>このため、当該漁業許可に係る一斉更新（新規の許可）にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、令和5年10月12日 付け漁管第1629号及び令和5年12月12日付けオ水産第1453号により、知事 許可漁業に係る制限措置（漁業種類、操業区域、漁業時期、許可等すべき船舶等の数、船舶の総トン数及び漁業を営む者の資格の六項目）の内容及び申請すべき期間について、意見を求めるものでございます。</p> <p>それでは、諮問事項であります制限措置の内容及び申請すべき期間について、諮問ごとに説明させていただきます。</p> <p>【かにかご漁業（けがに）】</p>

	<p>お手元にあります議案第1号の3ページ目をご覧ください。かにかご漁業になります。</p> <p>制限措置の内容、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件については、現許可からの変更はございませんので、後ほどお目通しいただければと思います。</p> <p>申請期間については、令和6年1月10日から同年2月9日までを予定しております。</p> <p>また、宗谷総合振興局管内の枝幸海域と宗谷北部海域についても現許可から変更はございません。</p> <p>【きちじ固定式刺し網漁業、きちじはえ縄漁業、つぶかご漁業】</p> <p>次に議案第2号の3ページ目から5ページ目のきちじ固定式刺し網漁業及びきちじはえ縄漁業並びにつぶかご漁業になります。</p> <p>いずれの漁業種類に関しても、制限措置の内容、許可等の有効期間、申請書提出先、許可に付す予定の条件については、現許可からの変更はございませんので、後ほどお目通しいただければと思います。</p> <p>申請期間については、いずれも令和6年2月1日から同年3月1日までを予定しております。</p> <p>簡略となりますが、諮問内容の説明につきましては、以上となります。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。</p>
会長	<p>ただ今説明がありました。委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。</p>
一同	<p>発言無し</p>
会長	<p>道から諮問された議案第1号及び第2号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間」については、この内容のとおり承認することとし、その旨、知事に答申することで、よろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議無し</p>
会長	<p>それでは、そのように決定します。</p> <p>次に、議案第3号「定置漁業の申請について」を上程します。</p> <p>事務局から諮問内容を説明する前に、オホーツク総合振興局から、当該諮問に関係する内容について説明があります。</p>
漁業管理係長	<p>△議案第3号 定置漁業の免許申請について（答申）</p> <p>令和5年12月14日付けで、北海道知事より定置漁業の免許申請について諮問いたしました。これに関して一言説明させていただきます。</p> <p>令和5年9月29日付け北海道告示第11335号にて、網走海区における定置漁業の免許申請の募集を開始したところ、雄さけ定第3号、同第4号及び</p>

雄さけ・ます定第4号で、同一の漁場に対して複数の免許申請がある「いわゆる競願」がありましたことから、漁業法改正に伴い北海道が定めた審査基準に基づき審査を行っていたところ、令和5年12月7日付けで、競願のあったいずれの者からも、免許申請の取り下げに係る書類の提出があり、翌8日付けで受理したところであります。

このため、当該3漁場については、有効な免許申請が無い状態となったことから、今回の諮問には含まれておりませんので、ご承知願います。

なお、当該3漁場については、再度、免許予定日及び申請期間を定めて告示しておりますので、申請がありましたら、後日、あらためて諮問いたしますことを申し添えます。

会 長

では、上程内容について、事務局より説明致します。

事務局長

資料3をご覧ください。

表紙をめくりまして5ページ目が北海道知事からの諮問文でございます。

内容は、漁業法第69条第1項の規定により定置漁業に係る免許申請があったことから、同法第70条の規定により海区委員会の意見を聴くものです。

今回ご審議いただくのは、令和5年9月29日付け北海道告示第11335号で告示された、網走海区の定置漁業に係る253件の漁場計画のうちの250件への免許申請についてとなります。

諮問されております250件の漁場について、同一の漁場に対して複数の免許申請（競願）はありませんでした。また、申請書類等による道の審査では、いずれの申請者も適格性を有し、漁業法第71条第1項各号の免許をしない場合には該当しないと判断されております。

次に、諮問を受けた当委員会での審議に係る関係法令を説明します。

資料1ページをご覧ください。漁業法第70条の規定により、知事は同法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許申請があったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっています。

同法第71条第1項第1号から第4号には、知事が免許をしない場合が規定されており、諮問のあった案件についてこれに該当する旨の意見を知事に述べようとするときは、同条第5項の規定により、申請者に対して公開による意見の聴取を行ったうえでこの旨の意見を述べることとなります。

第71条第1項の1号には、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合と規定されています。第72条第1項には、漁業権者が自ら漁業を営む「個別漁業権」の適格性が規定されており、定置漁業権はこれに該当しません。

第72条第1項の、第1号は、漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、第2号は、暴力団員等であること、第3号は、法人であって役員又は漁業法施行令で定める使用人のうちに第1号又は第2号のいずれかに該当する者があるものであること、第4号は、暴力団員等が事業活動を支配する者であることとなっており、この第1号から第4号のいずれかに該当する場合は適格性を有しない者となります。

免許をしない場合の第71条に戻りまして、第71条第1項第2号は、知事

が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、同第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、同第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合と、規定されております。

海区委員会では、申請者が第72条第1項第1号から4号のいずれかに該当し、「適格性を有しない者」に該当するか否か、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するか否かを、ご審議いただくこととなります。

最後に、漁業権の免許申請に係る審議につきましては、漁業法第146条の規定により、「海区漁業調整委員会の委員は、自己又は同居の親族もしくは、その配偶者に関する事件については、議事に参与することが出来ない」とこととされております。

これは、審議の中立性が確保されていないとの疑義が生じることのないよう、適切な運営に努める必要があるためであり、漁業法第146条の規定に該当する委員さんにあっては当該議事に委員として出席することが出来ませんので、ご了承ください。

なお、第146条但し書きでは、委員会の承認があった場合には、決定に加わることはできませんが、参考人として出席し、説明等のため発言することはできます。

また、委員外の立場として当該議事を傍聴することは、認められておりますことを申し添えます。

それでは議長の進行によりまして、漁場番号毎の申請者1件ずつ審議をして頂きたいと思っております。

この審議に対しましては、漁業法第71条第1項の「免許しない場合」及び72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について、「該当する」または「該当しない」とハッキリと発言をして頂きたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

会 長

それでは審議に入ります。事務局から説明がありましたが、本議案については、漁業法第146条の規定に基づき、これから指名される委員においては、該当する議事に出席する事ができません。

これに該当する委員さんについて、事務局から報告願います。

事務局長

それでは、報告いたします。横内会長が、興さけ定第1号
大澤委員が、紋さけ定第1号/2号/3号/4号/5号/6号/7号紋小ささけ定第1号/2号
石本委員が、湧さけ定第1号/2号/3号/4号/湧小ささけ定第1号
川口委員が、常さけ定第2号/3号/4号/5号/6号/7号/8号/常小ささけ定第2号/3号、常さけ・ます定第5号/6号/7号/8号/9号/10号/12号/16号/17号/18号/19号
石館委員が、能さけ定第1号/2号/3号/4号/5号/6号/7号/8号/9号/10号
馬場委員が、斜さけ定第5号、斜さけ・ます定第13号/14号
深山委員が、斜さけ定第8号、宇さけ・ます定第18号/19号/20号/ 21号
です。

	<p>以上、6名の委員が該当します。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、私を含め、川口委員、石館委員、馬場委員、石本委員、大澤委員、深山委員については、該当する漁場の議事に加わることができませんので、ご了承ください。</p> <p>なお、漁業法第102条ただし書きに基づき、該当する漁場の議事の審議になりましたら、委員外という立場で、その場で傍聴していただくこととしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
<p>一 同</p>	<p>異議なし</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、そのように致しますのでよろしく申し上げます。なお、審議にあたりましては、第71条第1項の「免許しない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」について、申請者が「該当する」または「該当しない」とハッキリ発言願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>資料7ページ目から48ページまでが申請者一覧となります。これにそって組合毎に説明します。この申請者一覧表は、定置漁業の漁場毎に「申請者の住所・氏名」「申請態様」「申請書の添付書類」について記載されており、その下段に道の審査状況が記載されております。</p> <p>さきほど申しましたが、道の審査ではいずれの申請者も適格性を有し、漁業法第71条第1項各号の免許をしない場合には該当しないと判断されております。</p> <p>各漁業協同組合ごとに漁場番号と申請者を読み上げますので、「免許の適格性を有しない者」に該当するかどうか、ご審議願います。</p> <p>まず、雄武漁業協同組合関係の申請からです資料は7ページから10ページをご覧ください。</p> <p>雄さけ定置第1号は、中島 勝明ほか5名、第2号は、古山 彰一ほか6名、第5号、6号は、佐藤 勝ほか9名、第7号、8号は、田中 政明ほか6名、雄さけ・ます定第1号は、中島 勝明ほか5名、第2号は、前田 章一ほか1名、第3号は、古山 彰一ほか6名、第5号は、工藤 勝ほか6名、第6号は、佐藤 秀一ほか4名、第7号は、片川 孝典ほか5名、第8号は、伊勢 隆ほか4名、第9号は、花田 正壽ほか3名、10号は、四辻 祐二ほか11名、第11号は、國田 信治ほか3名、第12号は、田中 政明ほか6名、第13号は、佐藤 祐司ほか3名、第14号は、竹田 幸弘ほか3名による申請でございます。なお、共同申請者については、別様資料の1ページから3ページの記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今説明のあった、雄さけ定第1号、2号、5号、6号、7号、8号及び雄さけ・ます定第1号から第14号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p>

一 会 長	<p>該当しません。</p> <p>それでは、各申請者については、該当しないということで決定します。</p> <p>次の地区について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>次は、沙留漁業協同組合関係の申請となります。資料は10ページから14ページをご覧ください。</p> <p>興さけ定第1号は、横内 武久ほか28名、第2号、3号は、畑山 光男ほか5名、第4号は、渡部 等ほか2名、第5号は、加賀 繁明ほか10名、第6号は、岡村 勝也ほか2名、第7号は、中上 篤ほか1名、第8号は、中山 英樹ほか12名、第9号は、小泉 禎範ほか1名、興小さけ定第1号、2号は、沙留漁業協同組合、興さけ・ます定第1号は、森山 茂ほか1名、第2号は、坂本 邦洋ほか1名、第3号は、鎌田 幸次ほか1名、第4号は、松本 由勝ほか1名、第5号は、馬場 義則ほか1名、第6号は、小田桐 伸ほか1名、第7号は、坂本 享憲ほか1名、第8号は、小野 トシ子ほか1名、第9号は、横田 恒視ほか1名、第10号は、野谷 周一ほか1名、第11号は、清水畑 孝ほか1名、第12号は、加賀谷 一則ほか1名、第13号は、後藤 千鳥ほか1名による申請でございます。なお、共同申請者については、別様資料の3ページから5ページの記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>ただ今説明のあった申請のうち、まずは、私が申請の興さけ定1号を除き、審議します。興さけ定第2号から第9号、興小さけ定第1号、2号及び興さけ・ます定第1号から第13号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p>
一 会 長	<p>該当しません。</p> <p>それでは、各申請者については、該当しないということで決定します。</p> <p>興さけ定第1号の議事進行については、高桑副会長をお願いします。</p>
高桑副会長	<p>それでは、興さけ定第1号の申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p>
一 高桑副会長	<p>該当しません。</p> <p>それでは、該当しないということで決定します。議長を横内会長にお返しします。</p>
会 長	<p>次の地区について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>次は、紋別漁業協同組合関係の申請となります。</p> <p>資料は14ページから17ページをご覧ください。</p>

	<p>紋さけ定第1号から第7号までと紋小さけ定第1号、2号は、飯田 弘明ほか18名、紋さけ・ます定第1号は、角野 雅俊ほか1名、第2号は、佐々木 俊一ほか2名、第3号は、山崎 諭ほか1名、第4号は、山田 真士ほか1名、第5号は、富樫 正信ほか1名、第6号は、阿部 卓ほか1名、第7号は、能登谷 勲ほか1名、第8号は、畠山 茂ほか2名、第9号は、渡場 靖憲ほか1名、第10号は、高橋 良和ほか1名、第11号は、松本 昌則ほか2名、第12号は、山口 智久ほか1名</p> <p>による申請でございます。</p> <p>なお、共同申請者については、別様資料の5ページ、6ページの記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>ただ今説明のあった、紋さけ定第1号から7号、紋小さけ定第1号、2号及び紋さけ・ます定第1号から第12号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p>
一 同	<p>該当しません。</p>
会 長	<p>それでは、各申請者については、該当しないということで決定します。次の地区について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>次は、湧別漁業協同組合関係の申請となります。</p> <p>資料は17ページから19ページをご覧ください。湧さけ定第1号から第5号までは、湧別漁業協同組合ほか159名、湧さけ・ます定第1号から第5号は、播摩 明人ほか20名による申請でございます。</p> <p>なお、共同申請者については、別様資料の6ページから10ページの記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>ただ今説明のあった、湧さけ定第1号から5号、湧さけ・ます定第1号から第5号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p>
一 同	<p>該当しません。</p>
会 長	<p>それでは、各申請者については、該当しないということで決定します。次の地区について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>次は、佐呂間漁業協同組合関係の申請となります。</p> <p>資料は19、20ページをご覧ください。常さけ定第1号と常小さけ定第1号は、杉森 英一ほか41名常さけ・ます定第1号は、赤沼 秀洋ほか2名、第2号は、加藤 武夫ほか1名、第3号は、船木 桂輔ほか1名、第4号は、井田 勝人ほか1名による申請でございます。</p>

	<p>なお、共同申請者については、別様資料の10ページ、11ページの記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>ただ今説明のあった、常さけ定第1号、常小さけ定第1号、常さけ・ます定第1号から第4号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p>
一 同	<p>該当しません。</p>
会 長	<p>それでは、各申請者については、該当しないということで決定します。次の地区について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>次は、常呂漁業協同組合関係の申請となります。資料は20ページから24ページをご覧ください。</p> <p>常さけ定第2号から8号、常小さけ定第2号、3号、常さけ・ます定第5号から10号、12号、16号から19号 は、川口 和良外125名、常さけ・ます定第11号は、小林 英敏、第13号は、川口 裕次、第14号は、湊基一、第15号は、中島 陵裕による申請でございます。</p> <p>なお、共同申請者については、別様資料の11ページから16ページ記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
会 長	<p>ただ今説明のあった、常さけ定第2号から8号、常小さけ定第2号、3号、常さけ・ます定第5号から第19号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p>
一 同	<p>該当しません。</p>
会 長	<p>それでは、各申請者については、該当しないということで決定します。次の地区について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>次は、網走漁業協同組合関係の申請となります。資料20ページから30ページをご覧ください。網さけ定第1号から8号、小清さけ定第1号から4号網小さけ定第1号は、元角 文雄ほか175名、網さけ・ます定第1号、11号、13号、14号は、大高 義則ほか6名、網さけ・ます定第2号、4号、7号、8号、12号、15号、17号、20号、21号、25号、26号は、元角 文雄ほか117名、網さけ・ます定第3号は、菅野 洋一ほか2名第5号、6号、10号、16号は、花田 満ほか7名、網さけ・ます定第9号は、中村 元ほか3名、第18号、19号は、長井 渉ほか3名、第22号は、櫻庭 博喜ほか1名、第23号は、長井 寿公ほか1名、第24号は、日下部 正幸ほか1名による申請でございます。</p> <p>なお、共同申請者については、別様資料の17ページから24ページの記載</p>

	のとおりでございます。以上でございます。
会長	ただ今説明のあった、網さけ定第1号から8号、小清さけ定第1号から4号、網小さけ定第1号、網さけ・ます定第1号から26号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。
一同	該当しません。
会長	それでは、各申請者については、該当しないということで決定します。次の地区について、事務局より説明をお願いします。
事務局長	<p>次は、斜里第一漁業協同組合関係の申請となります。資料30ページから39ページをご覧ください。小清さけ定第5号は、斜里日の出漁協生産組合、第6号は、(有)北洋協同共同漁業部、斜さけ定第1号は、豊洋水産(有)、第2号は、合同会社 齊藤漁業部、第3号は、大和漁業(有)第4号は、合同会社 和田漁業部、第5号は、斜里合同水産(有)第6号は、斜里真鯉漁業生産組合、第7号は、(有)斜里拾参号漁業部、第9号は、アウンモイ漁業(有)、第10号は、ホロモイ漁業生産組合ほか1名、斜さけ・ほっけ定第1号は、(有)北斗漁業部、第2号は、(有)共営漁業部、第9号は、斜里漁業生産組合、第12号は、(有)豊慶漁業部、斜さけ・ます定第1号、2号は、斜里日の出漁業生産組合、第3号、4号は、(有)北洋共同漁業部、第5号、6号は、豊洋水産(有)、第7号、8号は、合同会社 齊藤漁業部、第9号、10号は、大和漁業(有)、第11号、12号、15号、16号は、合同会社 和田漁業部、第13号、14号は、斜里合同水産(有)、第17号から22号は、(有)北斗漁業部、第23号から25号は、斜里真鯉漁業生産組合、第26号、27号は、(有)共営漁業部、第28号、29号は、(有)斜里拾参号漁業部、第30号、31号は、斜里漁業生産組合、第32号、33号は、アウンモイ漁業(有)、第34号、35号は、(有)豊慶漁業部、第36号は、ホロモイ漁業生産組合による申請でございます。</p> <p>なお、共同申請者については、別様資料の24ページ、25ページの記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
会長	ただ今説明のあった、小清さけ定第5号、6号、斜さけ定第1号から第7号、9号、10号、斜さけ・ほっけ定第1号、2号、9号、12号、斜さけ・ます定第1号から36号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。
一同	該当しません。
会長	それでは、各申請者については、該当しないということで決定します。次の地区について、事務局より説明をお願いします。

<p>事務局長</p>	<p>次は、ウトロ漁業協同組合関係の申請となります。資料39ページから46ページをご覧ください。斜さけ・ほっけ定第3号は、(有)三つろこ漁業部、第4号は、(有)新生漁業部、第5号は、(有)今井共同漁業部、第6号は、(有)イタシベ漁業部、第7号は、(有)協和漁業部、斜さけ定第8号は、(有)睦漁業部、斜さけ・ほっけ定第8号は、知床漁業生産組合、第10号は、(有)貳拾参号漁業部、第11号は、(有)第式大鱗漁業部、第13号は、オコツク漁業生産組合、宇さけ・ます定第1号から3号は、(有)三つろこ漁業部、第4号、5号、8号は、(有)新生漁業部、第6号、7号は、圓子 鉄男ほか1名、第9号から11号は、(有)今井共同漁業部、第12号から14号は、(有)イタシベ漁業部、第15号から17号は、(有)協和漁業部、第18号から21号は、(有)睦漁業部、第22号から24号は、知床漁業生産組合、第25号から27号は、(有)貳拾参号漁業部、第28号から30号は、(有)第式大鱗漁業部、第31号、32号は、遠音別漁業生産組合、第33号から36号は、オコツク漁業生産組合による申請でございます。</p> <p>なお、共同申請者については、別様資料の25ページ、26ページの記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今説明のあった、斜さけ・ほっけ定第3号から8号及び第10号、11号、13号、斜さけ定第8号宇さけ・ます定第1号から36号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p>
<p>一 同</p>	<p>該当しません。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、各申請者については、該当しないということで決定します。次の地区について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>次は、西網走漁業協同組合関係の申請となります。資料は47、48ページをご覧ください。能さけ定第1号から第10号は、石館 正也ほか31名による申請でございます。なお、共同申請者については、別様資料の26ページ、27ページの記載のとおりでございます。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ただ今説明のあった、能さけ定第1号から10号の各申請者については、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に該当しますか。</p>
<p>一 同</p>	<p>該当しません。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、各申請者については、該当しないということで決定します。</p> <p>以上、申請件数、さけ定置69件、さけ・ほっけ定置13件、小さけ定置8件、さけ・ます定置160件、合計250件について審議しましたが、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」及び第72条第1項の「免許の適格性</p>

	を有しない者」に該当するとの発言がありませんでしたので、全申請者は、適格性があるものとして知事に答申することで、ご異議ありませんか。
一 同	異議なし
会 長	では、そのように決定します。次に、議案第4号の「委員の辞任について」を上程します。事務局から議案の説明をお願いします
	△議案第4号 委員の辞任について
事務局長	議案第4号についてご説明いたします。資料をご覧ください。 資料1ページのとおり、石本武男委員から令和5年12月9日付けで、一身上の都合により委員を辞任する旨の届出がございました。 漁業法第百四十一条、「委員は、正当な事由があるときは、都道府県知事及び海区漁業調整委員会の同意を得て辞任することができる。」と規定されております。 このことから、石本委員の辞任について、委員会の同意について、ご審議をお願いします。
会 長	ただ今説明がありましたが、委員の皆さんからご質問やご意見はありませんか。
一 同	発言無し
会 長	特に無い様ですので、石本委員の辞任について、同意することとして、よろしいでしょうか
一 同	異議無し
会 長	以上で、本日、予定していた議題は、全て終了しました。 それでは、「その他」として、委員の皆さんから、何かご発言はありますか。
一 同	発言無し
会 長	それではこれで本日の委員会を終了いたします。
	終 了